

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)に対して支給する扶養手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(扶養親族の届出)

第2条 新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族(異動)認定申請書(別記様式)により、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(令7規則9・全改)

(扶養親族の認定等)

第3条 管理者が前条第1項の規定による届出を受けたときは、次の各号に掲げる条件をみたす者をもつて扶養親族とする。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

(1) その者につき民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けていないこと。

(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得の合計額が年額1,300,000円以下であること。

(3) 重度心身障害者の場合は前2号によるほか終身労務に服することができない程度であること。

2 管理者は、前項の事実を確かめるため必要と認めるときは職員に対し扶養の事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

(令7規則9・一部改正)

第4条 2人以上の者が同一の扶養親族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む。)の扶養手当の受給者の順序は、民法第878条に定める扶養義務者の順序によりなお同順位者がある場合には、その扶養親族と同居する者を先順位としその扶養親族と別居する者を後順位とし更に同順位者がある場合にはそれらの者の資力その他一切の事情を考慮して管理者が定める。

2 前項の受給者の順序は、当事者間の協議によつて定めた場合にはその当事者の連署をもつて、家庭裁判所の定めるところによつた場合には家庭裁判所の証明書を添えて扶養親族認定の申請に当りこれ(同順位なるときはその旨)を届け出なければならない。

(扶養手当の額)

第5条 扶養手当の額は、前2条の規定により扶養親族と定められた者について、条例第9条第3項および第4項の規定により算出した額とする。

(令7規則9・一部改正)

第6条 職員が地方公務員法第29条第1項の規定により減給の処分を受けた場合にも扶養手当は減額しないものとする。

(支給の始期および終期)

第7条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(令7規則9・追加)

(扶養手当の返還等)

第8条 虚偽の申請または申請の遅延によつて不当に扶養手当の支給を受けたときは、既に支給を受けた不当の手当はこれを返還させることとし、なお爾後の扶養手当はこれを支給しないことがある。

(令7規則9・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和45年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年1月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第4号)

この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年規則第1号)

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第1号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年規則第3号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし改正後の鯖江・丹生消防組合職員の支給に関する規則第13条第2項、第3項および第4項の規定(以下「宿日直手当」という。)は、同年9月1日から、改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則第3条第1項第2号の規定は、昭和50年1月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則、鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和49年4月1日(宿日直手当については同年9月1日)からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和50年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。ただし、改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則第3条第1項第2号の規定は、昭和51年1月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則、鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の住居手当の支給に関する規則の規定に基づいて昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和51年規則第3号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則第20条第4項の規定は、昭和51年12月2日から、別表第1の表、支給額改正および改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則の規定は、昭和52年1月1日から適用する。

附 則(昭和56年規則第3号)

この規則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年9月1日から適用する。

附 則(平成元年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年9月1日から適用する。

附 則(平成2年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

附 則(平成4年規則第9号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第7号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則の規定に基づいて、平成5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第9号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

(平17規則2・令7規則9・一部改正)

別記様式

課長	司令・参事・課長補佐	課員	受理年月日	年 月 日
			認定および 決定年月日	年 月 日 から 支給 まで

扶養親族（異動）認定申請書

鯖江・丹生消防組合 管理者 殿	所 属		提出年月日	年 月 日
	申請者 職 名	申請者 氏 名	住	所

職員の給与に関する条例第9条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

扶養親族の氏名	続柄	生 年 月 日	同居 別居	職業	年 取 額	異動年月日	届出の事由	備 考	寄 支 給 額

職員コード

[申立事項]

(注意事項)

- 1 年取額欄には勤労所得のほか、資産所得、事業所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。なお、最近の平均月取を()で記入すること。
- 2 異動年月日欄には、新たに職員となった者に扶養親族たる要件を具備する者がある場合にはその職員となった日を記入し、職員に扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合または扶養親族たる要件に欠くに至った者がある場合にそれぞれの事実の生じた日を記入する。
- 3 申請者は認定に必要と思われる事項がある場合は、関係証明書類を添付すること。
- 4 認定後申請書記載事項と反する事実および故意に記載しなかつたとみられる事実を発見したときは、すでに支給した扶養手当の返納を命じ、かつ、以後の手当を支給しないことがある。